

## 県議会改革等調査検討会議設置要綱

### (設置)

第1条 「いばらきの新時代を創る県議会」として、県議会や議員の制度的位置づけ等に関して調査・検討を行うとともに、県議会の審議活動等の活性化等を図るため、議長の諮問機関として県議会改革等調査検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 検討会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について調査・検討を行う。

- (1) 議会及び議員の制度的位置づけ等に関すること。
- (2) 本会議・委員会の審議・審査の活性化に関すること。
- (3) 議会、議員活動の県民への公開に関すること。
- (4) 議員定数・選挙区のあり方に関すること。
- (5) その他検討会議の目的達成に必要なこと。

### (組織等)

第3条 検討会議は、座長、座長代理及び委員をもって構成する。

2 委員は、別記に定める者を充て、座長及び座長代理は、委員の中から議長の指名により定める。

3 座長は、検討会議を代表し、検討会議を総括する。

4 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 検討会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、座長が招集する。

2 座長は、会議を主宰する。

3 座長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明させ、又は意見を述べさせることができる。

4 議長及び副議長は、必要に応じ、オブザーバーとして会議に参加することができる。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

6 座長は、議決に加わることができない。

7 会議は、公開とする。ただし、座長が会議に諮り、非公開とすることができる。

### (庶務)

第5条 検討会議の庶務は、議会事務局において処理する。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

#### 付 則

この要綱は、平成23年3月22日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、平成23年12月20日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、平成24年9月28日から施行する。

## 別 記

委 員 名	会 派 名	備 考
海 野 透	いばらき自民党	座 長
常 井 洋 治	いばらき自民党	座長代理
石 川 多 聞	いばらき自民党	
森 田 悦 男	いばらき自民党	
神 達 岳 志	いばらき自民党	
飯 岡 英 之	いばらき自民党	
西 條 昌 良	いばらき自民党	
長谷川 修 平	民 主 党	
江 田 隆 記	自民県政クラブ	
井 手 義 弘	公 明 党	
梶 岡 博 樹	みん なの 党	
大 内 久美子	日 本 共 産 党	